

( 公 印 省 略 )  
疾 第 1 9 6 9 号  
平成 30 年 12 月 27 日

公益社団法人 兵庫県看護協会長 様

兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課長

兵庫県特定医療費支給認定実施要綱の一部改正について

平素は、本県の難病医療行政の推進にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記のことについて、「兵庫県特定医療費支給認定実施要綱」を別添新旧対照表のとおり改め、平成 30 年 4 月 1 日から適用しておりますので、ご了知いただきますとともに、貴会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

(1) 経過措置の終了

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号）附則第 3 条に基づき、特定医療に係る自己負担上限額軽減等の経過的特例措置（以下、「経過措置」という。）が平成 29 年 12 月 31 日で終了した。

これに伴い、当県においても同日をもって、経過措置を終了した。

(2) 大都市特例の施行

難病の患者に対する医療等に関する法律第 40 条（大都市特例）により、都道府県が処理することとされている事務を指定都市が処理する旨の規定が、平成 30 年 4 月 1 日から施行された。

これに伴い、当県における本事業の対象者は、神戸市を除く県内に居住する患者とする。

(3) 介護医療院サービスの追加

平成 30 年 7 月 10 日付け健発 0710 第 1 号「特定医療費の支給認定について」の一部改正についてにより、特定医療費の支給対象となる介護の内容として、介護医療院サービスが追加された。（平成 30 年 4 月 1 日から適用）

これに伴い、当県においても、平成 30 年 4 月 1 日より、介護医療院サービスを特定医療費の支給対象とする。



兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課がん・難病対策班  
電話 078-341-7711 (内線 3232)